



2020年7月22日

AGS 税理士法人  
税理士・日米公認会計士 渡辺清弥  
米国公認会計士 トーマスナイルン

### 台湾の移転価格文書規定について

台湾では、2017年11月13日の移転価格税制の改正を経て、BEPS 行動計画を反映した新たな移転価格制度が導入された結果、2017年度以降開始する事業年度より、一定規模の関連者間取引を行った台湾法人は、マスターファイル（以下、「MF」）とローカルファイル（以下、「LF」）の作成が義務付けられることとなりました。

#### **1. 開始時期及び作成期限**

新たな台湾移転価格税制は2017年度以降開始する事業年度より適用が開始され、免除規定（後述のセーフハーバー規定を参照）を満たさない限り、台湾法人は移転価格文書の作成が義務付けられました。LFについては台湾法人の法定申告期限である5月31日までの作成が求められています（例：台湾法人の事業年度終了日が2020年12月末の場合、2021年5月31日までに作成）。なお、LFについて台湾税務当局から提出要求があった場合は **30日以内に提出**する必要があります。また、MFを作成する義務がある法人は事業年度終了後12カ月以内に、税務当局に提出する必要があります。

#### **2. 移転価格文書の範囲**

台湾はOECDの加盟国ではありませんが、移転価格文書化規定は、概ねBEPS行動計画13に規定されるMF及びLFに準拠した内容となっているため、作成すべき移転価格文書は当該規定に基づいて作成することになります。なお、移転価格文書の作成言語は中国語での作成が求められています。当該文書を英語で作成する場合は、中国語の参考訳が添付されている必要があります。

### 3. 対象となる法人及び取引

国外関連取引を行った台湾の現地法人が対象となりますが、以下の免除規定に該当した場合は MF 及び LF の作成義務が免除されます。また、免除規定を満たしている法人でも、親会社側の移転価格文書を含む「その他のサポート資料」の提示を求められる場合があるため、注意が必要です。

(マスターファイルの場合)

- 年間の営業収益及び非営業収益が 30 億台湾ドル (約 108 億円) 未満、または
- 年間の国外関連者間の取引金額が 15 億台湾ドル (約 54 億円) 未満

(ローカルファイルの場合)

- 年間総収入が 3 億台湾ドル (約 10 億円) 以下
- 年間総収入が 3 億台湾ドル (約 10 億円) 超、5 億台湾ドル (約 18 億円) 以下で、かつ以下のいずれかに該当する者
  - ① 租税優遇を受けず、かつ過去5カ年の欠損控除を申告しなかった者
  - ② 金融持株会社または企業M&A法が規定する会社もしくはその子会社であって、国外の関連者と取引をしなかった者
- 年間国外関連会者間の取引金額が 2 億台湾ドル (約 7 億円) 以下

### 4. ペナルティ

台湾税務当局から移転価格文書の提出要求に応じない場合、租税徴収法第 46 条に従い、3,000 台湾ドル以上 30,000 台湾ドル以下のペナルティが課せられます。また、納税義務者が規定に従わなく、所得税法第 110 条の申告漏れまたは過少申告の規定により所得更正された場合、**追徴税額の 200%**を上限としたペナルティが課されます。

以上

(問い合わせ)

渡辺清弥 : k.watanabe@agsc.co.jp

トーマスナイリン : thomas@agsc.co.jp